



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

7年・4年(新任)での異動 3グループでの希望記入 急きよ中止の裏側!! 知教労が人事異動方針変更の5つの問題点を指摘 撤回実現!! 平成24年度の異動は例年通り!!

【9月6日管内校長会で示された案】

- ア 同一校勤務は、7年をめどとし、最長10年とする。
 - イ 新規採用職員は、4年をめどとし、最長6年とする。
 - ウ 異動対象者の希望市町
 - ・6つの市町を1つのグループとして3つのグループ(A・B・C)を作る。そしてA・B・Cで記入する。
- A[東海市・大府市・半田市・東浦町・武豊町・阿久比町]
 B[東海市・知多市・常滑市・半田市・東浦町・阿久比町]
 C[知多市・常滑市・半田市・武豊町・美浜町・南知多町]

「〇月十四日 変更案撤回を実現! 数日以内に全校長に伝達される人事異動は労働条件の変更! 方針の変更は組合と協議すべき教育長会(公的組織ではない)は、知多は最も広範囲のグループ分けの根拠は何?、そもそも希望が偏る理由は…」

H24 人事異動方針変更案 10月協議会で撤回

知教労ニュース10月号で速報したように、知教協が企画した平成24年度人事異動方針の変更案が10月14日の協議会で否決され、9月に校長会に示された方針変更案が撤回されました。

この背景には、知教協が関係各機関に対して提出した「撤回要求書」と、数次にわたって行った要請行動がありました。

※知教協：知多地方教育事務協議会(知多管内5市5町の教育委員会が、人事研修教科書採択などについて広域で教育行政を進めるために設置している協議会。各市町の教育委員長、教育長計20名で構成される。事務局は市町持ち回りで運営され、本年度は武豊町。知多教育事務所からは、所長 指導課長、管理主事 指導主事らが知教協の各会議にオブザーバーとして出席している。

変更案の5つの問題点

知教協は知多教育事務所を通じて、9月6日に変更予定の案を校長に示しました。(左上表)これに対して知教労は次の5点で反論したのです。



①手続きの不備：重要事項は公的な会議で話し合うべきです。知教協は公的な会議ですら規約を備えています。その規約に照らせば、全体の協議会から事務を委任された「幹事会」をおくことができず、その幹事会では平成23年度になって一度も変更案を検討していません。誰も検討していないことがどうして「案」として出てきたのか。知教協事務局によれば、幹事会と同じメンバーが集まる「教育長会」で話し合っただけで、このことでは、いくらメンバーが同じでも、教育長会は知教協幹事会ではありません。人事方針という重要な事項は、議事録も残る公的な会議で検討されるべきです。

②県異動方針との整合性：知多地方は実は最も異動範囲が広いのです。教員の異動は、県教委の異動方針に従って、各市町村が示す方針に沿って行われます。そもそも教員の異動は市町村単位で行われるものだからです。県内他地区では、稲沢市、知立市など少数の市

町のみで期間の短縮がみられるものの、大多数は県教委方針どおり10年・6年での異動となっており、期間を短くしているのは、市域が狭く学校数が少ないというような特別な事情がある地域です。地域性・独自性を言うならば、知多地方は南北50kmに及ぶ広大な地域の異動です。県内では豊田、岡崎、豊橋、新城と並ぶ広範囲ですが、大部分が山地の豊田、新城、岡崎は一定の都市部に学校が集中しているの

北から南から ~支部だより~

夏休みに、半田市教育委員会から、4月分の出校退校時刻記録簿と各校の日常の勤務の割り振り簿の情報公開をとってきた。記録簿は全校に備わり、勤務の状況が分かっていた。情報公開では、月に80時間以上の時間外労働について調べると、小学校では、5名以下が10校で、7名以上(最高11名)が3校。中学校では学校差が大きく、3名~19名となっている。この中で、最大時間は小学校のA先生で、月163時間の時間外労働があった。勤務の割り振り変更記録簿は全校に備わった。ただし、泊を伴う割り振り簿に日常の勤務の割り振りを記入している学校が2校、割り振りを一覧表形式で記録している学校もあった。

以上が情報公開から見た事実であるが、問題も多く抱えている。まず、出校退校時刻記録簿についてであるが、月の超過時間合計の記載がなされていない学校が、約70%もある。労働安全衛生法で、労働時間の超過分を把握し、その時間数や必要によって医師の診断を促しているのに、これでは法から逸脱している。真に健康を心配しているのなら、月の時間合計はぜひ進めてほしい。パソコン・エクセルシートを利用すれば容易であるはずだ。割り振り簿に関しては、割り振りの対象として職員会議・交通立哨は一般的になってきているが、当然対象になってよいはずの学年会などは一部の学校のみとなっている。

情報公開をとるごとに進んできているが、実際の運用面では、まだまだ問題が山積している。出校退校時刻記録簿は、働く人の健康を守るため法に従って実施するもので、本来は管理職が把握することになっている。また、われわれ教育現場で働く者も、勤務時間に目を向け、常に健康な状態で、子供たちと向き合いたいものである。(I)

今年も希望と納得で H24 人事 竹内淳管理主事

10月8日、知教労は知多教育事務所管理主事との平成24年度人事異動についての話し合いをもちました。

席上、竹内淳管理主事は、「例年通り異動者の『希望』を尊重し、かなわない場合は『納得』が得られるようにして異動を行う」と述べました。また、異動者カードの希望市町欄は「通例として左から順に読むことになるだろう」とし、2年続いた希望の偏りにより、定められた3地域の他、欄外に2から3の市町を追加記入する可能性については否定しませんでした。



「亡国のイージス」という映画が数年前に上映され、テレビでも放映された。映画館で試写されたとき、当時の政府関係者が作品を絶賛したらしい。物語は、テロリストが細菌兵器を盾にして、イージス艦「いそかぜ」を乗っ取るというストーリーだったように覚えている。政府の最終決断は、事件が解決しない場合は、東京湾において新型特殊焼夷弾でイージス艦を殲滅するという設定だ。真田広之が演じる主人公がタイムリミット間際に事件を解決させる。ストーリーは迫力があり、何も考えずに見る分にはおもしろかった。でも、日本や世界を巻き込む事件のさなかに、いくら国防問題とはいえ、国民には何も知らされないなんて▼TTPでは、まさに国論を二分する様相である。マスコミが国民に「知らせる責務」を今まで放棄してきたようにも思うのであるが、それにしてもこれだけ賛否が分かれているのに「最終的には私の決断」と言ってしまう首相の独断に危機を感じるのは私だけだろうか。原発しかり、である▼戦後、日本国憲法のもと、平和と民主主義が広がり、私たちはそれが当たり前のように感じて生きてきた。今、それが変わってきたというのだろうか▼TTPにしても原発にしても、このまま進んでいって、仮に利益をこうむる人がいたとして、その犠牲者も多数出ることには間違いがない。国の政治というものが、そんな「個人の決断」で見切り発車されていいものだろうか。この調子だと、気がついたら身包みを剥がされて、戦場への切符だけが配布される世の中に逆戻りしかねないかと心配するのは、杞憂なのだろうか。(〇)

この記事ウラ面へ続く

SSSS データで見る『教員の実態』第20回 SSSS 『17分・15分増、2分・3分減』

昨年の8月から9月かけて3年ぶりにベネッセの学習指導基本調査が行われ、今年の3月にまとめが発表されました。すでに目にされた方もいらっしゃることでしょ。以前にも増して教員の労働環境の悪化が現れています。

その「第8章教員生活の実態と意識」には、学校にいる時間の平均が小学校で11時間29分であり、3年前の17分増、中学校では、12時間03分で15分増となっています。

その分、平均睡眠時間が小学校教員で2分、中学校教員で3分減少しています。日本人有職者の平均睡眠時間(6時間55分)に比べると1時間01分も短い(NHK 放送文化研究所『2010年国民生活時間調査報告書』2011)こととなります。

1日24時間から差し引きすると小学校教員で15分、中学校教員で13分自由に使う時間が減少したこととなります。

実際には、家庭に帰ってからも「家で学校の仕事に費やす時間」は小学校で1時間08分ほど、中学校で55分ほどあります。一日の半分以上は仕事なのですから、学校にいる時間と合わせるとどれほど仕事に追われているかがよくわかります。以下に主な内容を表にして示します。

【小学校教員】

調査年	出勤時刻	退勤時刻	在校時間	睡眠時間
2007	7時41分	18時53分	11時間12分	5時間53分
2010	7時36分	19時05分	11時間29分	5時間51分

【中学校教員】

調査年	出勤時刻	退勤時刻	在校時間	睡眠時間
2007	7時37分	19時25分	11時間48分	5時間57分
2010	7時30分	19時33分	12時間03分	5時間54分

詳しい情報は、インターネットで「第5回学習指導基本調査」というキーワードで検索してみてください。

知ってるつもい・Q&A AAAAAA 知教労に加入すると具体的な活動は？

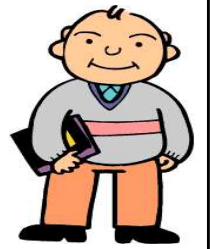
Q 知教労に加入するとどのような活動をするのでしょうか。具体的に教えてください。

A まず、加入すると勤務校の地域の支部に所属し、支部会議に参加します。支部会議は、支部の構成員で話し合い、月に1~2回開いています。場所は、半田市にある組合事務所や各市町の公民館などです。支部会議では、教員としての指導上の悩みや職場のできごと、各学校の労働環境、市町の校長会長や教育委員会との話し合いなど多岐にわたり、本音で語ることができる場になっています。

また、支部に所属すると同時に『調査』『教育文化』『情報宣伝』『組織法制』…など、いずれかの専門部に所属します。専門部会は原則的に1ヶ月に一度、土曜日の午前中に開催しています。また各支部から代議員が選出され、やはり月一度の代議員会で組合の諸課題について話し合います。学校行事があったり、中学校に勤務している組合員は部活動の公式試合があったりするので、各専門部が柔軟に開催しています。

また知教労全体の活動として6月の『知多平和学習会』、7月の『夏の実践交流会』などの学習活動も10年以上継続して開催しています。このような活動の一方で、新しく加入された方や退職された方の歓送迎会や支部ごとの懇親会(一杯会?)も開かれています。

みなさんもぜひ、知教労に加入し、子どもたちの明るい未来を切り開くため、働きやすい職場をつくっていきましょう。



.....オモテ面から続く

で実際の異動範囲は自治体の面積よりかなり狭くなります。ほぼ均等に学校が分布している知多半島は、実は県内で最も広い異動範囲となっているのです。

また県教委は通勤時間を「最大1時間30分」としていますが、ほとんどの教員を1時間以上の遠距離に勤務させることを奨励しているわけではありません。比較的短い通勤時間の職場に勤務させることが、通勤手当支給額節約の面からも、職務遂行の効率性と職員の余裕ある家庭生活との両立の面からも、職員・県民双方から利益があるのです。それに教員が地域に密着して教育活動を進めることは、児童生徒・保護者の立場から利益があると言えます。

③議論が不十分…異動は労働条件の変更です…通勤時間は労働条件であり、その方針を変更するならば組合と協議すべきです。今回、校長らが「予定」として聞いた情報が曖昧な形で広まったので、職員の間は無用な動揺、混乱が広がりました。従来のやり方で人事異動は可能であり、あまた強行する道理はありません。代表は「県教委方針通り10年・6



④ズバリ変更案の内容についての問題です…異動の年限については、方針案の文案によっては7年・4年での異動が前提となってしまうかねません。知教協幹事会

年は変えない。積極的異動を奨める意味である」と述べました。希望がある人は替わっているものであつて、改めて変更する道理はありません。

希望市町のグループ化については、提案に際しグループ分けの根拠を示すべきでした。さらにグループ数の根拠、今後のグループ分けの変更の可能性の有無など、さらなる混乱の元となる問題点が多い案でした。

⑤根本的な原因を除く必要…異動希望が偏るのは「働きにくい市町」があるからです知多地方では異動カードに3つまで異動希望の市町を記入してきました。県内他地区ではほとんどみられないことです。そしてこの15年近く「希望と納得」という原則を遵守する形で異動が行われてきました。知教協と知多教育事務所が理のある人事を重ねてきたと評価すべきです。



すくなくります。条例どおり各職場の職員の中から適任者を校務・教務にすればよいことであり、教員をムリに短期間に異動させる必要はありません。

H20に変わっていた 地教法上の制約

知教労は、以上のような5つの論点を示して、知教協での議論を求めました。そして、法令上の手続きを調べていくうちに、もっと意外なことが分かってきたのです。

平成18年の教育基本法「改正」以後、地方教育行政法も「改正」していましたが、その第26条では「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針にかんすること」、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」については、教育長に委任することができないことになっているのです。

県教委回答不能 知教協の存立根拠は？

そもそも知教協のような組織がなぜあるのか、を県教委に確認したところ、「根拠がみあたらない」とのことでした。

どうなる？ 変わる？ H25人事方針

このような状況のまま人事異動方針を変更することはできません。平成25年度方針を変更するといふならば、すべての教育委員会での決定を経るといふ法的な手続きを厳守した対応が求められます。